兵庫県

障害者差別や合理的配慮で悩んだら、お気軽にご相談ください

障害者差別解消相談センター

平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されました

障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。兵庫県障害者差別解消相談センターでは、障害のある人やそのご家族等、また事業者等から、障害者差別について、相談対応業務の経験豊かな相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

相談

障害者差別に関するお悩み等について、経験豊かな社会福祉士や精神保健福祉士等が対応します。

状況確認

助言だけでは対応が難しい重大な案件については、必要に応じ、兵庫県が状況確認を行います。

窓口紹介

当事者間の調整や司法解決等が必要な場合は、法務局や法テラス等の関係機関をご案内します。

事例収集

障害者差別に関する事例を幅広く収集し、好事例や先進的な取組について紹介していきます。

兵庫県障害者差別解消相談センター（平日10時～16時 ※13～14時及び年末年始を除く）

電話（でんわ）
078-362-3356

ファクス
078-362-3911

E-mail **counseling@pref.hyogo.lg.jp**

電話・ファクス・E-mail送信の際はお掛け間違え等のないようにご注意ください。また、ファクス・E-mailにつきましては、回答文書の作成等のために時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

障害者差別解消法、ご存知ですか？

この法律は、障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに尊重しながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。

障害者差別解消法の基本的な考え方

❶不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等・事業者 → 法的義務

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否する、制限を設ける、条件を付ける等のことは禁止されています。

【こんなことがあればご相談ください】

- バスやタクシーへの乗車を拒否された。
- 盲導犬を連れての飲食店入店を断られた。
- 職場の懇親旅行に欠席するよう言われた。

❷合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等 → 法的義務
事　業　者 → 努力義務※

※雇用に関する場合は法的義務となります。

社会の中にあるバリア（社会的障壁）により、障害のある人には生活しづらい場合があります。障害のある人から配慮を求められた場合、過重な負担にならない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を提供することが求められます。

【こんなことがあればご相談ください】

- 難しい漢字ばかりの書類を渡される。
- 筆談や読み上げの対応をしてもらえない。
- 分かりやすく説明をしてもらえない。

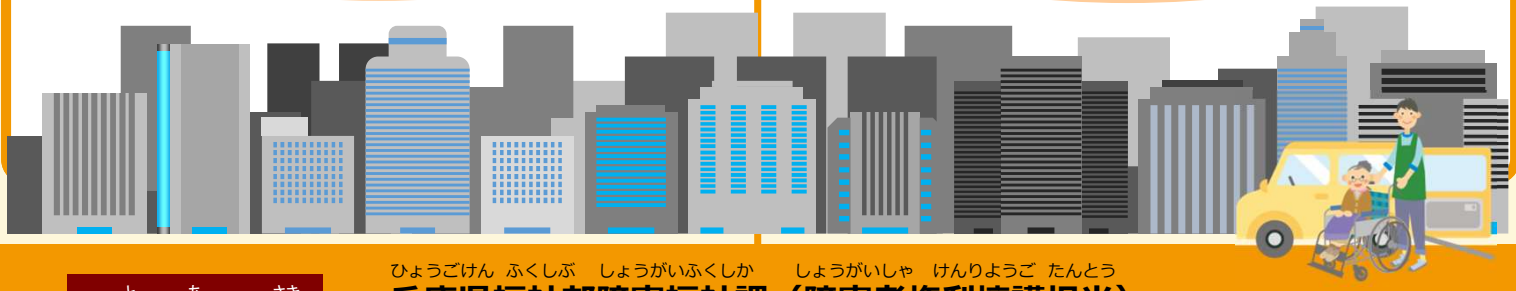

お問い合わせ先
兵庫県福祉部障害福祉課（障害者権利擁護担当）
TEL 078-362-9104　FAX 078-362-3911